



取上あつて此上ハせむも
 願ふものを此まゝも
 江戸表へまうりて相願ふ
 より外あつて夫も
 お取上あつて
 ときハ公義
 の御耳あいにききと
 きを願ふんと
 一同決りける



田上総の
 父殿前々
 程
 城主堀
 田上総の
 父殿前々

祈願
 依て度々
 故一同
 甚困窮
 おおち
 いり是
 性取
 立



岩をり村の宗五郎
 人又勝りて弁言なき
 ぬんべつあめものおまじ
 とあへいふと梅のんち
 けさるぬそ宗吾ハ進
 み出各々が江戸をや
 一きへまくり出訴訟せ
 んとのとあひまど中
 もつて大事あついで
 思玉ふゆといけの皆々
 口きそつて我
 あふみ及びぐ



何卒貴殿の
 御意見をお
 承りているよ
 んと
 といけ
 きハ宗五郎
 ハ進いで訴訟
 けさるぬそ
 りちあついで
 とさハ情入公義
 んまいで願い



まうすよそん
 申所存ありと語り
 なる其許のい
 通る事
 至て大
 事のこと
 ふきども
 二百六十
 ケ村の
 者一同難

及を義
 びは我
 り



霜月十三日皆く江
 戸へ発足せんとき相
 突め其支配
 する村々の百
 姓を
 め妻子
 小せいとまを
 つげて用
 意をさ
 ける



いる故い
 様あるは
 がめを蒙
 りはも
 其義
 み於
 ていつま
 ころける



願書
くふ願
いを申しきハ免も
角七門内へ入る

村役人
ども一
すといふ一を
き入き
共一向が
五郎ウ
け来り
一同をせ
人中いろいろ

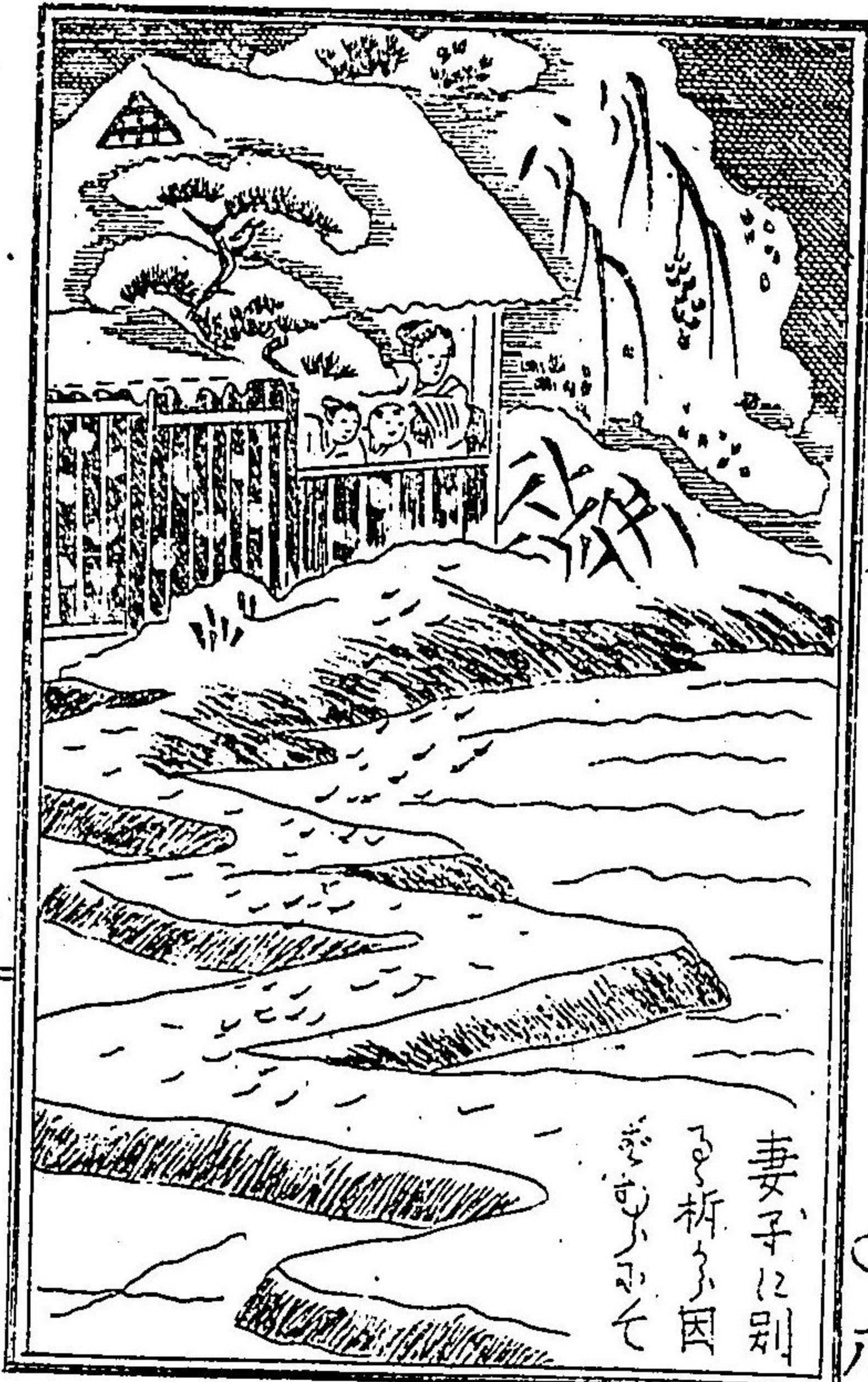
の由を物えつう
ふ語りける



願書
上げあつぬが
きといろく密ごん
ふし夫より兩
人出立おしけ
る江戸へ着
堀田の門
前へ百五十七人の

各主にも書状を以て
願いけるに足る大ふを
何者
とや
いけ
るけ
へ役人
立出まき
尋ねける

尋ねける



妻子に別
る折る因
をいふて



宗五郎ハ江戸をもてへ出
一同のおんぎを引受けて大
事ささるゝと覺悟して



及び一人の恥辱
 あり是ふより
 今今日大ぜいの
 発頭人ハ宗五郎
 ありうき直
 そい段
 つい千万あり
 うき夫婦ハ
 りつけみ行い子
 供ハ死罪
 べと仰せける



さる程
 家老目付
 郡奉行
 のり代官
 以上立合ふ
 て仰渡
 るハ其方ども
 願いの通り
 免仰付られ



公義をりろめ直
その領主を
がろめいそ又御
老中久世どのを
そいひん重々不
届おつき木の上
まめ妻同さい
四人の男
罪あ
しきハ



けさバ
此むね
心為
と申しけ
る皆々有
る存
て宗五郎さい
めいそその
方義村々訪信
人も多き其方一人



公義をうろめ直
 そい〜領主を
 がいろふい〜又御
 老中久世どのを
 そい〜いざん重々不
 届ふつき木の上ふい
 ま〜め妻同さい
 四人の男
 ども断
 罪あ
 一きハ

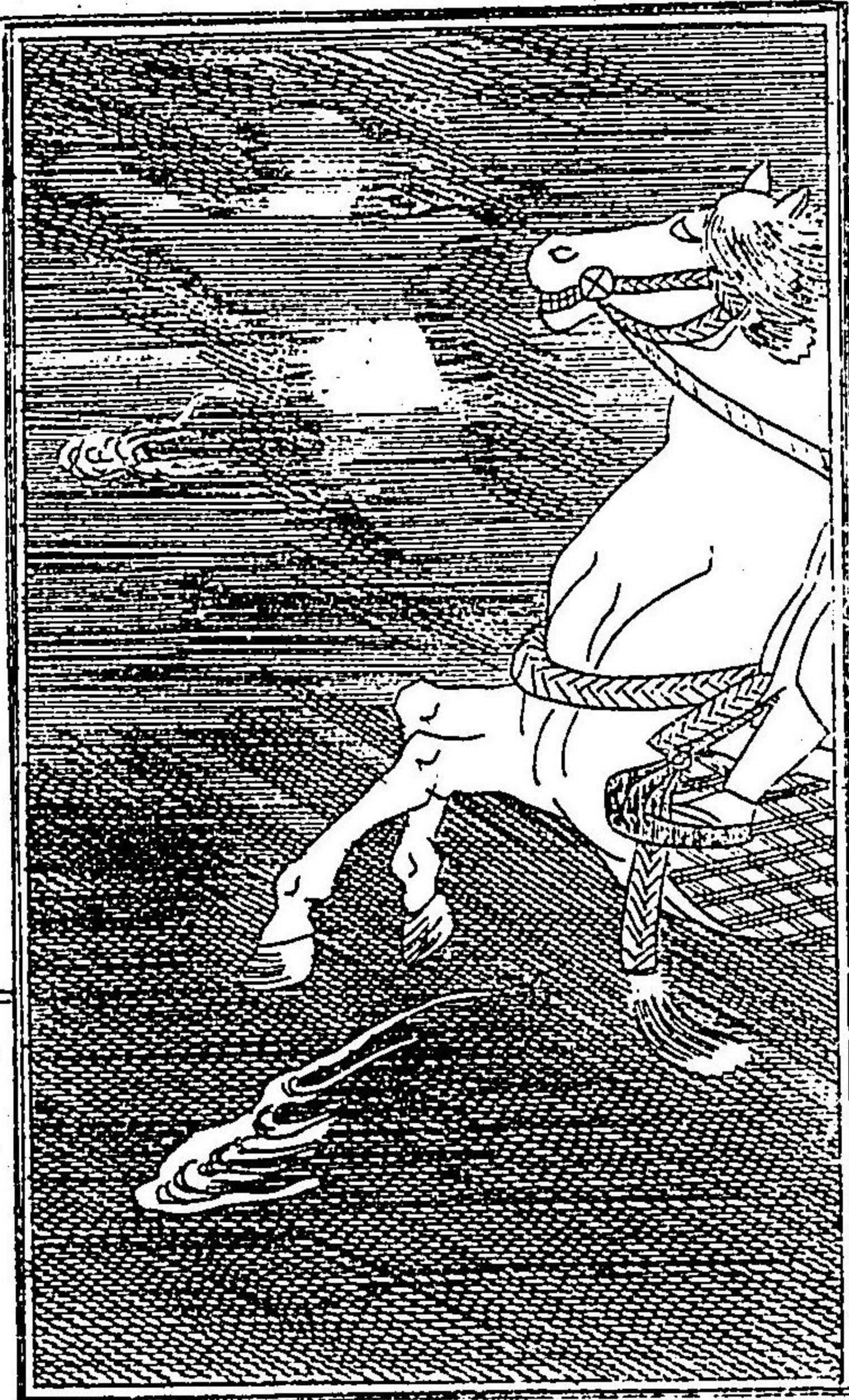


けきバ
 此むね
 心るべ
 と申しけ
 る皆々有
 ぐ〜存
 受申上き
 て宗五郎さい
 めい〜その
 方義村々訴
 人も多き其方一人

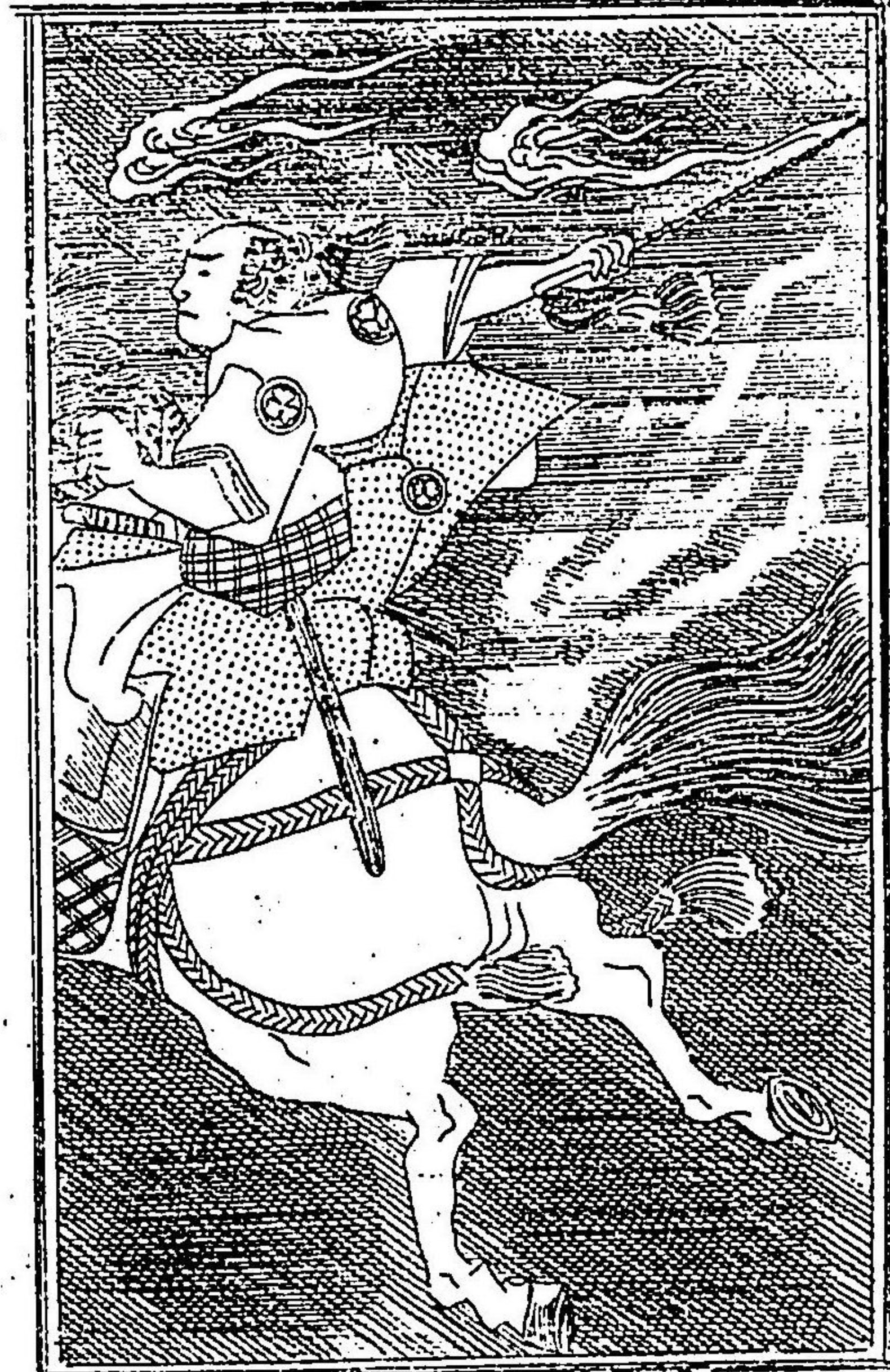




聞へけきを遊郷を勿ろん
 他さうの青道我親のどく
 おげきつふ〜みけり
 子供四人首を落
 さまけり東光寺死
 がいを引とり罪あき
 子供をりく行い〜ハ
 具くも怨ありと入水
 して死ける



〇十五





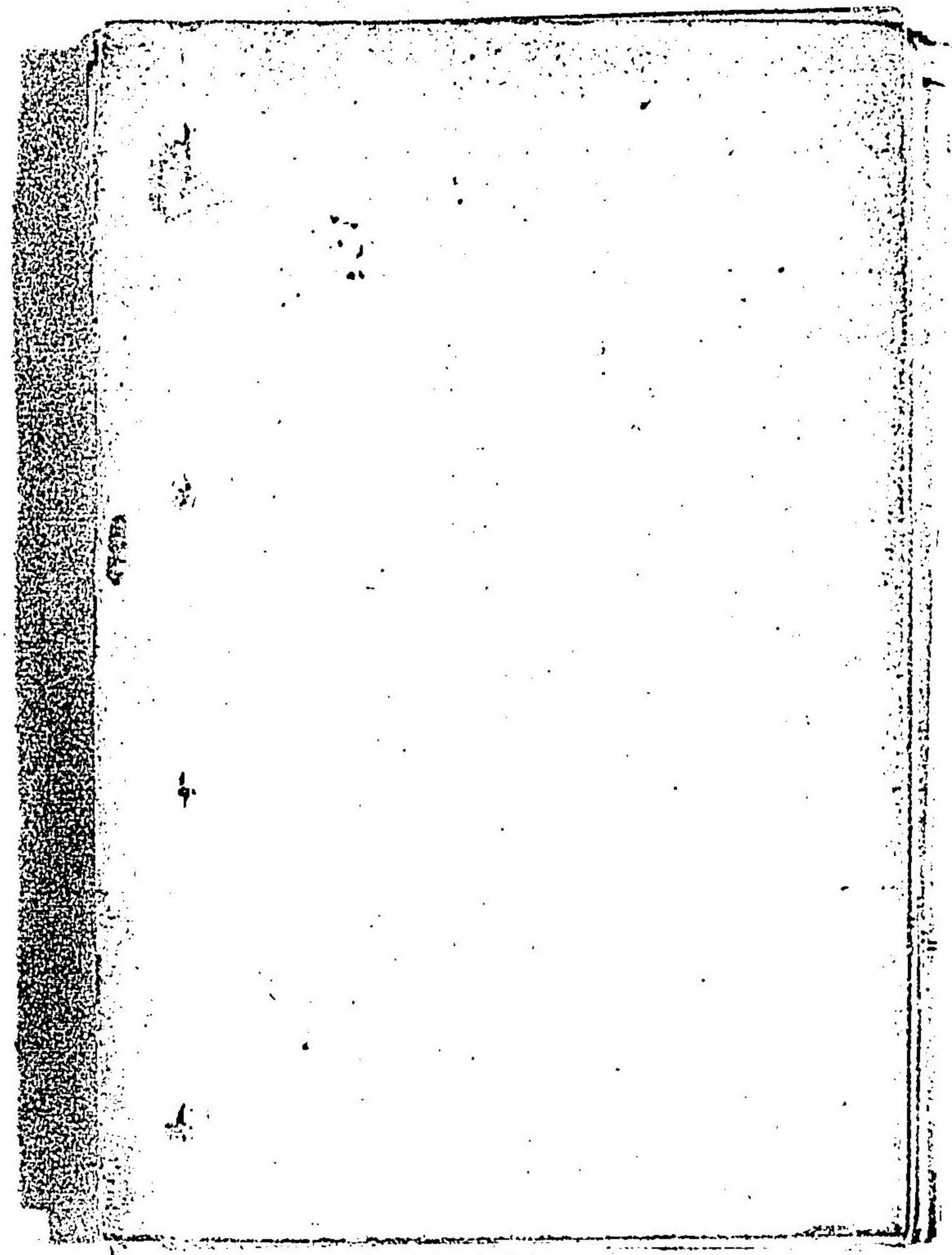
明治十九年十二月廿五日出版御届
同 二十年一月三十一日刻成發兌

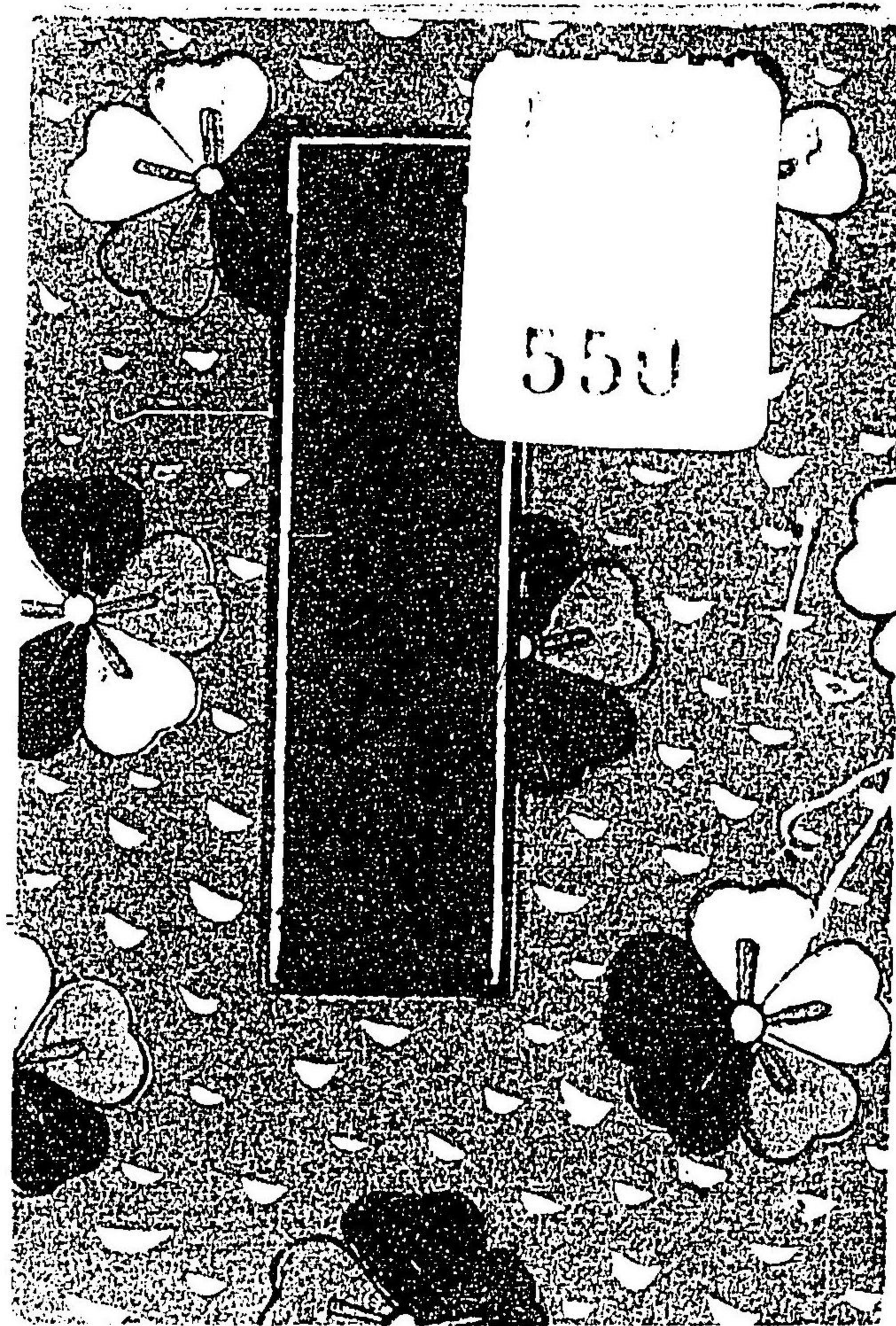
定價金貳拾圓

京都府平民

編輯並出版人 内藤彦太郎

下京區第十三組真安町三番地





550